

## 措置状況報告書

監査の名称：平成30年度 施設監査

施設名：学校

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p><b>[篤野小学校]</b></p> <p>(1) 施設の管理状況について</p> <p>ア 施設の使用許可事務が適正に行われていないもの</p> <p>学校施設等の適正な管理運営に関する通知では、許可証の冊子は、書き損じ、破損等あっても切り取り破棄せず、ホッチキス留め等をして冊子に残しておくこととされている。</p> <p>しかしながら、書き損じた許可証及び控えを切り取り破棄していた。</p> <p>今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>[体育保健課]</b></p> <p>(1) 物品の管理状況について</p> <p>ア AEDの管理が適正に行われていないもの</p> <p>大分市教育委員会危機管理マニュアルでは、学校内におけるAEDの運用について、体育館へ固定式のAEDを設置することとされている。</p> <p>しかしながら、佐賀関中学校において、固定式のAEDが正面玄関へ設置されており、体育館へ設置されていなかった。</p> <p>今後は、マニュアルに従い適正な配置を行われたい。</p>	<p>校(園)長会および教頭会において、適正な使用許可事務を行うよう、注意を喚起いたしました。</p> <p>併せて、適正な使用許可事務を行うよう、学校施設等の適正な管理運営に関して、再度通知いたしました。</p> <p>今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘のありましたAEDにつきましては、指定の体育館へ設置いたしました。</p> <p>また、AEDの点検につきましても、管理職がマニュアルに従い毎日チェックをするよう、各学校へ再度連絡いたしました。</p> <p>今後は適正な管理に努めます。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：平成30年度 施設監査

施設名：幼稚園・保育所

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p><b>[小野鶴こぼと保育所]</b></p> <p>(1) 支出負担行為等の経理事務について</p> <p>ア 前渡資金の精算が適正に行われていないもの</p> <p>大分市財務規則の規定では、資金前渡職員は、用件終了後速やかに精算し、証拠書類を添えて支出命令者に精算の報告をしなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、保育所扶助費に係る前渡資金について、精算残金額と資金前渡口座の残額が一致しないにもかかわらず、そのまま精算の報告を行っていた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p><b>[保育・幼児教育課]</b></p> <p>(1) 支出負担行為等の経理事務について</p> <p>ア 前渡資金の精算が適正に行われていないもの</p> <p>大分市財務規則の規定では、支出命令者は資金前渡職員から精算の報告を受けたときは、その内容を調査し、精算残金額があるときは、保育所の扶助費については翌月に繰り越すことができることとされている。</p> <p>しかしながら、小野鶴こぼと保育所の扶助費において、精算の報告内容を十分に調査せず、精算残金額と資金前渡口座の残額が一致しないまま精算を行っていた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>保育所扶助費に係る前渡資金について、精算残金額と資金前渡口座の残額が一致するよう確認を徹底した上で、支出命令者に精算の報告を行うことといたします。</p> <p>前渡資金の精算の報告を受けたときは、精算残金額と資金前渡口座の残額が一致していることの確認を徹底します。</p> <p>また、すべての市立保育所の所長に対して、資金前渡に係る事務を行うに際しては、大分市財務規則の規定に基づき適正に処理をしたうえで支出命令者に精算の報告をするよう指導いたしました。</p>	